

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち
水稲直播栽培導入促進事業実施要領

制定 令和8年4月8日付け7農産第4235号
農林水産省農産局通知

第1 趣旨

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業の実施については、生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業補助金交付等要綱（令和8年4月8日付け7農産第4232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによる。

第2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き、以下に掲げるとおりとする。

(1) 農業支援サービス事業者

農業者の行う農作業を代行する取組を、対価を得て、実施している者をいう。

(2) たん水直播栽培

たん水可能な水田において、たん水状態で水稲種子を播種する栽培技術。

(3) 乾田直播栽培

たん水可能な水田において、畑状態で水稲種子を播種し、一定期間後にたん水する栽培技術。

(4) 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者

令和3年度以降いずれのほ場においても、たん水直播栽培及び乾田直播栽培に取り組んでいないが、令和8年度にたん水直播栽培又は乾田直播栽培に取り組む農業者。

(5) たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者

令和3年度以降いずれかのほ場において、たん水直播栽培には取り組んだが、乾田直播栽培には取り組んでいない農業者。

第3 事業内容

本事業は、水稲直播栽培の試験的な導入のため、播種を含む作業を事業実施主体が農業支援サービス事業者へ外部委託する取組に要する経費を支援する。

第4 事業実施主体

事業実施主体は、次に掲げる者とする。

(1) 農業者

(2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう）
- (4) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- (5) その他農業者（農業生産活動を行う個人又は法人をいう。）の組織する団体

第5 採択要件

採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 対象品目
水稲品種とする（WCSは除く。）。
- (2) 成果目標の基準
中食・外食向け業務用米、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米等の作付面積拡大を目指すこととし、1経営体当たりの水稲作付面積の3%以上拡大を目指すこと。
- (3) 目標年度
成果目標年度は令和9年度とする。
- (4) 事業の対象ほ場
事業の対象ほ場については次のとおりとする。
 - ア 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者のほ場
 - イ たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者が乾田直播栽培に取り組むほ場
- (5) 播種を含む作業の方法
1ほ場あたりの播種量は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、都道府県の公設試験場及び地域のJA等が定める栽培暦やマニュアル等に基づく基準を満たすものとする。
- (6) その他
国等の他の助成補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、事業の補助の対象外とする。

第6 補助単価等

補助単価は、10a当たり10,000円とする。ただし補助対象面積は20a以上3ha以下かつ事業実施主体の全水稲作付面積の10%以下とし、同一ほ場において複数回直播を行った場合については、2回目以降の面積は支援面積に含めないものとする。

第7 事業実施期間

作付けに向けた準備作業等に時間を要することから、令和8年4月1日以降の取組を支援対象とすることができるものとし、交付等要綱第9第1項の規定による交付決定を受けた年度とする。

第8 事業実施計画の作成

- 1 事業実施主体は、別記様式第1号に、別記様式第1号別添1により作成した事業実施計

画、別記様式第1号別添2の「みどりのチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）、その他都道府県が必要と認める資料を添付し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する都道府県知事に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、別記様式第2号に別記様式第2号別添により作成した都道府県事業実施計画を添付し、その他地方農政局等が必要と認める資料と合わせて、交付等要綱第7に基づき作成した交付申請書に添えて地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

また、都道府県知事は地方農政局長等の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、地方農政局長等に都道府県事業実施計画を提出しなければならない。

なお、都道府県事業実施計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。

第9 予算額の配分及び事業実施計画の決定

- 1 農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、第8の2により提出された都道府県事業実施計画について、別紙1の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項の通知に基づき、都道府県知事に通知するものとする。

なお、地方農政局長等は、本項に基づく通知を行った場合、併せて、第8の2により提出された都道府県事業実施計画を承認したものとする。

- 3 都道府県知事は、前項の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

第10 指導

都道府県知事は、本事業の取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うものとする。

第11 返還等

- 1 地方農政局長等は、都道府県知事に交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった場合にあつては、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

- 2 都道府県知事は、事業実施主体が本事業の取組を着実に図っていないと判断される場合であつて、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、事業実施主体に対し既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

- 3 都道府県知事は、本事業に関して、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助相当額を国に返還しなければならない。

- 4 地方農政局長等は、都道府県知事による第10の指導が適正に実施されていないと判断される場合であつて、そのことに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められるときは、前2項の規定にかかわらず、都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

- 5 前4項の返還については、自然災害等の事業実施主体の責めに帰さない事情により、本事業に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合にあっては、その対象としないことができるものとする。

第12 事業実施状況報告及び評価

- 1 事業実施主体は、事業終了後速やかに別記様式第1号に、別記様式第1号別添1により作成した事業実施状況報告、別記様式第1号別添2のチェックシート、その他都道府県が必要と認める資料を添付し、当該事業実施主体の主たる事務所が所在する区域を管轄する都道府県知事に提出するものとする。
- 2 事業の評価に当たって事業実施主体が行う成果目標の達成状況の自己評価は、原則として、別記様式第3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は前項の報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標が達成されていないと判断したときは、当該事業実施主体に対して別記様式第4号により改善計画を提出させるなど、適切な改善装置を講じるものとする。
- 4 都道府県知事は前項に定める点検評価の結果について、別記様式第5号により目標年度の翌年度の7月31日までに地方農政局長等に報告するものとし、前項に基づき改善措置を講じた場合には、別記様式第6号により、改善措置内容についても併せて報告するものとする。
- 5 地方農政局長等は、前項の規定による報告を受けた場合には、評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、別記様式第7号により、評価結果及び指導内容を目標年度の翌年度の10月31日までに農産局長に報告するものとする。
- 6 地方農政局長等は、次のいずれかに該当する場合にあっては、都道府県知事から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

 - (1) 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - (2) 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
- 7 地方農政局長等は、5により取りまとめられた評価結果を公表するものとする。

第13 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

- 1 事業実施主体は、事業実施計画を提出する際に、別記様式第1号別添2のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、チェックシートを都道府県知事に提出すること。また、事業実施主体が事業実施状況報告を提出する際は、チェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、都道府県に提出すること。なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省等の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。
- 2 都道府県知事は、全ての事業実施主体からチェックシートを収集し、交付申請及び実績報告の際に地方農政局長に提出すること。

第14 事業の着手

- 1 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、事業実施主体が交付決定前に事業に着手する場合には、交付申請書に着手年月日を記載すること。
- 2 交付決定前に事業に着手する場合は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

第15 資金の管理

- 1 都道府県は、本事業により交付された補助金を他の施策・事業に係る経費と区分して管理するものとする。
- 2 都道府県は、事業実施主体ごとに収支を明確にするものとする。

第16 証拠書類の保管

- 1 事業実施主体は、本事業の取組を実施したことが確認できる書類（作業日誌、契約書等）を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等又は都道府県知事から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。
- 2 都道府県は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、地方農政局長等から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。
 - (1) 本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）
 - (2) 事業実施主体から提出された書類
 - (3) 事業実施主体への指導監督に係る書類
 - (4) 事業実施主体への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）

第17 留意事項

事業実施主体は本事業終了後も継続的に水稻直播栽培に取り組むよう努めるとともに、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

附 則

この通知は、令和8年4月8日から施行する。

別紙1 水稲直播栽培導入促進事業の配分基準について

水稲直播栽培導入促進事業の配分基準は以下のとおりとする。

- 1 補助単価は1万円/10aとし、助成対象者の要望額を都道府県ごとに合計した額を配分する。
- 2 1により配分額を算出した結果、全国の総額が国の補助上限額を上回る場合、予算の範囲内で調整を行う。なお、調整については、以下の区分表の(1)①から順に優先採択として1万円/10aを配分する。(1)①から順に配分額を合計した結果、国の補助上限額を上回る区分において、補助対象面積の上限及び補助単価を調整して配分し、それ以降の区分への配分は行わない。

(区分表)

用途	直播栽培への取組状況
(1) 主食用米 (中食・外食向け業務用米等)	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者
	② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者
(2) 非主食用米 (加工用米、米粉用米、新市場開拓用米)	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者
	② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者
(3) 非主食用米 (飼料用米、その他)	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者
	② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者

別記様式第1号（第8の1及び第12の1関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
電 話 番 号
代 表 者 氏 名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業実施計画（事業実施状況報告）の提出について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業実施要領第8の1（第12の1）に基づき、下記のとおり提出する。

（添付書類）

- ・事業実施計画（事業実施状況報告）（様式第1号別添1）
- ・「みどりチェック」チェックシート（様式第1号別添2）
- ・その他都道府県が必要と認める資料

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業

事業実施計画 (事業実施状況報告書)

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

所在地：

1 事業実施主体

事業実施主体名	代表者名

2 事業実施体制

(1) 事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

(2) 経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
役職	
所在地	
電話番号	
e-mail	

3 事業実施総括表

事業実施主体名	交付対象面積 (a)			国庫補助金 (円)	備考
	用途	直播栽培への取組状況	面積 (a)		

※1：「交付対象面積」欄の面積は、10a単位で記入すること。（10a未満切り捨て）

※2：「交付対象面積」欄の「用途」、「直播栽培への取組状況」は、実施要領別紙1の区分表を参考に、プルダウンから選択してください。

※3：「交付対象面積」欄が足りない場合は行を追加してください。

4 添付書類

その他都道府県が必要と認める資料

「みどりチェック」 チェックシート (農業経営体向け)

事業名			
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
<input type="checkbox"/>	④	肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	⑩	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	⑪	農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
<input type="checkbox"/>	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
<input type="checkbox"/>	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました

別記様式第2号（第8の2関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業実施計画の提出について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業実施要領第8の2に基づき、下記の添付書類を添えて承認を申請する。

（添付書類）

- ・事業実施計画（様式第2号別添）
- ・その他地方農政局等が必要と認める資料

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業 都道府県事業実施計画

（都道府県名： ）

事業実施主体名	交付対象面積（a）			事業要件の確認方法	備考	
	用途	直播栽培への取組状況	面積（a）			
小計	（1）主食用米（中食・外食向け業務用米等）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者		/		
		② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者				
	（2）非主食用米（加工用米）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者				
		② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者				
	（2）非主食用米（米粉用米）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者				
		② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者				
	（2）非主食用米（新市場開拓用米）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者				
② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者						
（3）非主食用米（飼料用米）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者					
	② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者					
（3）非主食用米（その他）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者					
	② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者					
合計	（1）主食用米（中食・外食向け業務用米等）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者			/	
		② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者				
	（2）非主食用米（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者				
		② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者				
	（3）非主食用米（飼料用米、その他）	① 新たに水稲直播栽培に取り組む農業者				
		② たん水直播栽培にのみ取り組んでいた農業者				

※1：「交付対象面積」欄の面積は、10a単位で記入すること。（10a未満切り捨て）
 ※2：「交付対象面積」欄の「用途」、「直播栽培の状況」は、実施要領別紙1の区分表を参考に、プルダウンから選択してください。
 ※3：同一事業実施主体において、複数の「用途」や「直播栽培の状況」がある場合は、事業実施主体名を複数行記載し、1行に1つずつ記入してください。
 ※4：「事業要件の確認方法」欄には、成果目標の具体的な確認方法、事業対象ほ場である根拠や資料名を記入すること。
 ※5：その他地方農政局等が必要と認める資料を添付すること。

別記様式第3号（第12の2関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
電 話 番 号
代 表 者 氏 名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業の評価報告について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業実施要領第12の2に基づき、下記の添付書類を添えて報告する。

(添付書類)

- ・評価報告書（様式第3号別添）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業

評価報告書

事業実施年度： 令和 年度

事業実施主体名：

所在地：

1 事業の効果

事業実施主体名	交付面積	事業実施前 水稲作付面積 (令和8年) (ha)	事業実施後 水稲作付面積 (令和9年) (ha)	水稲作付 面積増加 率 (%)	達成率 (%)	作付面積が 拡大した用途	事業費 (円)	負担区分 (円)		事業完了 年月日	事業実施主体の自己 評価	都道府県における評 価結果	備考
								国庫補助 金	その他				

- ※1：事業の成果、課題、改善方法及び今後の方策について記載すること。
- ※2：「作付面積が拡大した用途」欄が足りない場合は行を追加してください。
- ※3：その他都道府県が必要と認める資料を添付すること。

別記様式第4号（第12の3関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
電 話 番 号
代 表 者 氏 名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業の改善計画について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稻直播栽培導入促進事業実施要領第12の3に基づき、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記のとおり改善計画の実施について報告する。

記

1 事業の導入及び取組の経過

--

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

--

3 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること)

--

別記様式第5号（第12の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業の評価
報告について

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業実施
要領第12の4に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告する。

(添付書類)

- ・事業評価票（様式第5号別添）

別記様式第5号別添（第12の4関係）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業に関する事業評価票

都道府県名	事業実施主体名	事業実施前 水稲作付面積 (令和8年) (ha)	事業実施後 水稲作付面積 (令和9年) (ha)	水稲作付面積 増加率 (%)	達成率 (%)	作付面積が 拡大した用途	都道府県の所見
						----- -----	
						----- -----	

※1：事業実施主体から提出のあった評価報告書を添付すること。

※2：「作付面積が拡大した用途」欄が足りない場合は行を追加してください。

※3：1行につき1事業実施主体を記載してください。

※4：その他地方農政局等が必要と認める資料を添付すること。

別記様式第6号（第12の4関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては北海道農政事務所長
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事名

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業実施要領第12の4に基づき、関係書類を添えて成果目標の達成状況を報告する。

(添付書類)

- ・改善計画（様式第4号）

生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業のうち水稲直播栽培導入促進事業に関する事業評価票

（〇〇農政局）

都道府県名	事業実施主体名	事業実施前 水稲作付面積 (令和8年) (ha)	事業実施後 水稲作付面積 (令和9年) (ha)	水稲作付面積 増加率 (%)	達成率 (%)	作付面積が 拡大した用途	都道府県の所見	地方農政局等の所見
						----- -----		
						----- -----		

※1：「作付面積が拡大した用途」欄が足りない場合は行を追加してください。

※2：1行につき1事業実施主体を記載してください。